

第V章 図書作成

1 設計図書

設計図書は、管理者が行う設計審査に必要な書類であるとともに、工事施工の際に基礎となるものなので、明確かつ容易に理解できるものを作成すること。

1. 1 設計図書の種類

給水装置工事の計画、施工に際しては、下記の図書を市指定の様式を用いて作成すること。

- 1 見取図（「給水装置工事認可（申込）申請書（裏）」（施行規程様式第1号））

申請箇所付近の状況等の位置を図示したもの

- 2 メーター設置場所（「給水装置工事認可（申込）申請書（裏）」（施行規程様式第1号））

申請箇所敷地内においてメーター器を設置する箇所を図示したもの

- 3 平面図（「給水装置工事設計平面図・立面図（設計・変更・完成）」（施行規程様式第4号））

道路及び建築平面図に給水管の配管状況及び給水装置の設置位置を平面的に図示したもの

- 4 立面図（「給水装置工事設計平面図・立面図（設計・変更・完成）」（施行規程様式第4号））

給水管の配管状況及び給水装置の設置位置を立体的に図示したもの

- 5 材料表（「給水装置工事使用材料一覧表（1次側・2次側）」（施行規程様式第5号））

平面図及び立面図で示された給水管及び給水装置について、使用する材料を明記したもの（1次側、2次側を分けて作成すること）

1. 2 作図の条件

- 1 正確、かつ簡単明瞭であること。
- 2 文字は明確に書き、日本語は楷書体、ローマ字は活字体とする。
- 3 文章は左横書きとする。
- 4 縮尺は図面ごとに記載する。
- 5 寸法の単位は、長さを「m」、口径を「mm（呼び径）」とし、単位記号は付けない。
なお、長さの表記は小数第1位（小数第2位を四捨五入）までとする。
- 6 作図に当たっては必ず方位を記載し、北の方向を上にするを原則とする。
- 7 作図に当たり、設計図書はペン書きまたは青写真でよいが、完成図書についてはペン書きとする。なお、CADを用いての作成も可とする。
- 8 各種配管については、次の色での記入を指定する。

新設給水管：赤

既設給水管：青

既設配水管：青

撤去給水管：青

9 設計図書に用いる図記号は、指定のものを使用すること。(表IV-1-1～5参照)

10 平面図及び立面図を1枚に納めて作成する場合は、上側に平面図、下側に立面図を配置するものとし、これらの向きは同一方向とすること。

1. 3 作図

1 見取図

(1) 手書き等による作図または鮮明かつ正確な図の添付(貼付)により作成すること。

(2) 方位は、原則として、図面上方を「北」とすること。

(3) 縮尺は任意とするが、目安となる道路、河川、建築物(官公庁、学校、公園または大きな建物、橋梁等)等を図示すること。

2 メーター設置場所

(1) 方位は、原則として、図面上方を「北」とすること。

(2) 敷地の区画及び建築予定の建物等の外形を明記し、メーター器を設置する箇所との位置関係が分かるよう作成すること。

3 平面図(図V-1-1)

平面図には以下の内容を記載すること。

(1) 給水管の管種、口径、寸法及び位置

(2) 給水栓等給水用具の取付け位置

(3) 公私有地、隣接宅地との境界線

(4) 家屋等建物の外形

(5) 分水工事がある場合

① 道路の種別(道路区分(国道、県道、市道、農道及び法定外道路)及び路線名、歩車道区分、幅員、舗装種別等)

② 給水管を分岐する配水管及び給水管等の管種、口径

③ 各種埋設物(下水道管、農業用水管(畑かん)、ガス管、電気ケーブル、電話ケーブル等)の種類、口径、埋設位置

(6) その他工事施工上必要とする事項(障害物の表示等)

4 立面図(図V-1-2)

立面図は次の点に留意して記載すること。

(1) 立面図では、平面で表現することのできない給水管の配管状況及び給水装置の設置位置を立体的に図示する。

- (2) 立面図の立体化するための角度は通常 45° とし、被分岐管（配水管または給水管）と同方向の給水管はすべて被分岐管と平行になるように図示する。また、分岐した給水管の方向と同方向の給水管は、すべて分岐した給水管と平行になるように図示すること。
 - (3) 平面図同様、以下の内容を記載すること。
 - ① 給水管の管種、口径、寸法及び位置
 - ② 給水栓等給水用具の取付け位置
 - ③ （分水工事がある場合）給水管を分岐する配水管及び給水管等の管種、口径
- 5 材料表（図V-1-3）
- 材料表には以下の内容を記載すること（1次側、2次側を表裏に分けて作成すること）。
- (1) 使用材料名
給水管、継手、給水用具の各名称を記載する。
 - (2) 規格
口径を記載する。
 - (3) 数量
使用数量を記載する。
 - (4) 基準適合証明方法
使用材料が適合している性能基準を記載する（性能基準については「第二章 2. 2 性能基準に適合する給水装置用材料」を参照）。
 - (5) 備考
使用材料のメーカー名等を記載する。
 - (6) 総敷設延長
敷設する給水管の総延長を記載する。
 - (7) 主管口径
主管となる給水管の口径を記載する（主にメーターから建物に入るまでの給水管）
 - (8) 給水栓数
設置する給水用具の栓数を記載する。
- 6 その他
- (1) 平面図または立面図で表すことのできない部分は、別途詳細に図示した図面を「詳細図」として作成・添付すること。
 - (2) 受水槽以下の装置は給水装置として該当しないが、設置場所、種類、栓数の把握の為、配管図面（平面図）を作成・添付すること。

7 表示記号

(1) 管種

給水管及び配水管の管種表示記号は、表V-1-1による。

表V-1-1 給水管及び配水管の管種表示記号

管種	表示記号	管種	表示記号	管種	表示記号
① 硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA SGP-VB SGP-VD	② 耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HVA	③ ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA SGP-PB SGP-PD
管種	表示記号	管種	表示記号	管種	表示記号
④ 硬質塩化ビニル管	VP	⑤ 耐衝撃性硬質塩化ビニル管	SHIVP-R	⑥ 耐熱性硬質塩化ビニル管	HTVP
管種	表示記号	管種	表示記号	管種	表示記号
⑦ 水道用ポリエチレン二層管	PP	⑧ 水道配水用ポリエチレン管	HPPE	⑨ 水道用架橋ポリエチレン管	XPEP
管種	表示記号	管種	表示記号	管種	表示記号
⑩ 水道用架橋ポリエチレン管	XPEP	⑪ 水道用ポリブテン管	PBP	⑫ ポリブデン管	PBP
管種	表示記号	管種	表示記号	管種	表示記号
⑬ ダクタイル鋳鉄管	DIP-GX DIP-NS DIP-K	⑭ 鋳鉄管	CIP	⑮ 塗覆装鋼管	STWP
管種	表示記号	管種	表示記号	管種	表示記号
⑯ ステンレス鋼鋼管	SSP	⑰ 波状ステンレス製鋼鋼管	CSSP	⑱ 鋼管	CP
管種	表示記号	管種	表示記号		
⑲ 亜鉛めっき鋼管	GP	⑳ 石綿セメント管	ACP		

(2) 工事別給水管

工事別給水管の表示記号は、表V-1-2による。

表V-1-2 工事別給水管表示記号

名称	新設給水管	既設給水管	撤去管及び埋殺し管
線種	実線	実線	実線を斜線で消す
線色	赤色	青色	実線は青色、斜線は赤色
記入例			

(3) その他配管等

その他配管等の表示記号は、表V-1-3による。

表V-1-3 その他配管等の表示記号

名称	既設配水管	受水槽以下の 新設給水管	井水管	家屋、境界線
線種	二重線	破線	実線	実線
線色	青色	赤色	緑色	黒色
記入例				

(4) 受水槽等

受水槽等の表示記号は、表V-1-4による。

表V-1-4 受水槽等の表示記号

名称	受水槽	高置水槽	ポンプ
標示記号			

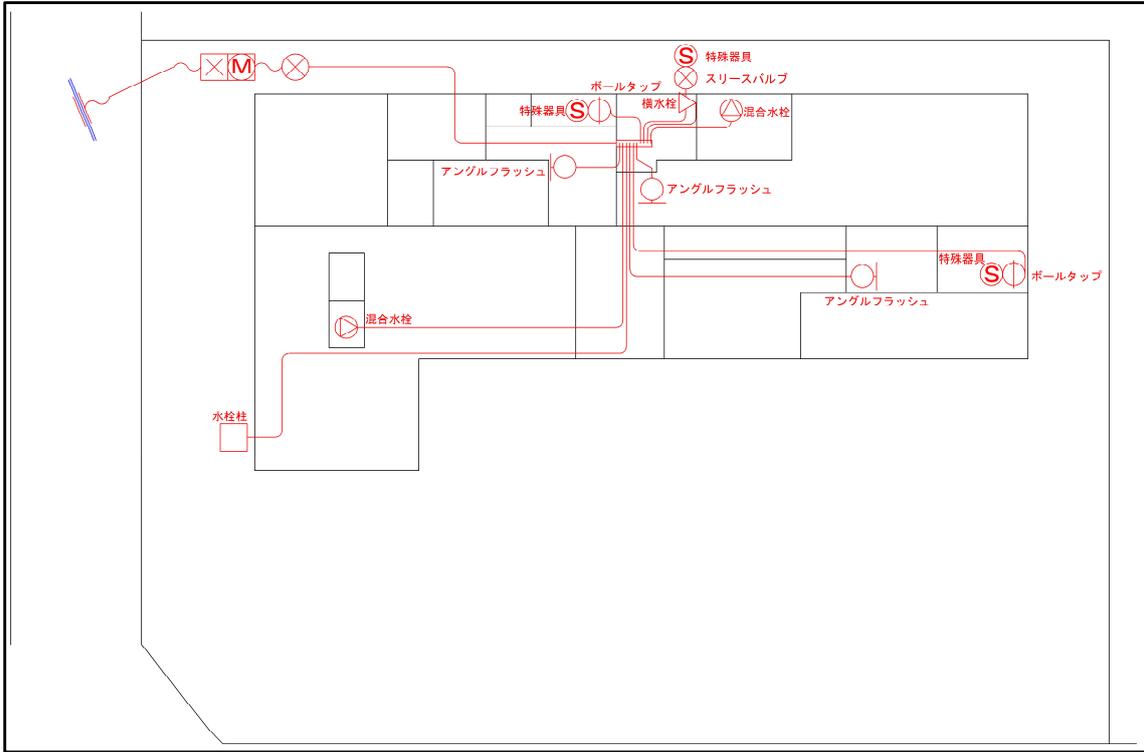
(5) 弁栓類等

弁栓類等の表示記号は、表V-1-5による。

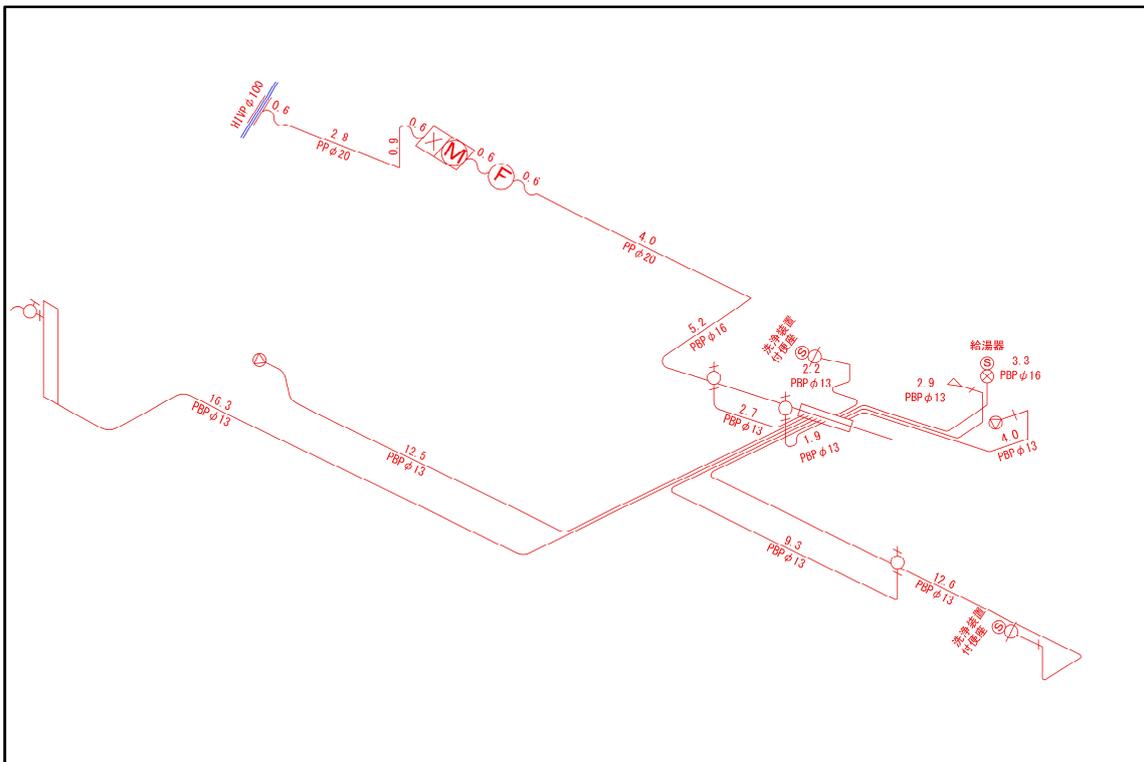
表V-1-5 弁栓類その他の表示記号

No.	品名	シンボル		備考
		平面図	立面図	
1	メーター			
2	甲型止水栓			
3	逆止弁			
4	Y型ストレーナ			
5	伸縮止水栓			
6	空気弁			
7	スリースバルブ			
8	定水位弁			
9	仕切弁			
10	乙型止水栓			

No.	品名	シンボル		備考
		平面図	立面図	
11	サドル付分水栓			
12	割T字管			
13	ブッシング			
14	キャップ			
15	アングルフラッシュ			
16	ボールタップ			
17	横水栓・胴長水栓			
18	衛生水栓			
19	混合水栓			
20	水栓柱			
21	散水栓			
22	特殊器具			
23	器具ユニット			
24	ヘッダー			
25	立上り			
26	メーターユニット			
27	伸縮止水栓、メーター			
28	フレキシブル継手			
29	減圧弁			
30	不凍栓			



図V-1-1 平面図・立面図の記載例



図V-1-2 立面図の記載例

2 完成図書

完成図書は、管理者が行う完成検査に必要な書類であるとともに、給水装置の適切な維持管理のために不可欠な資料であるため、明確かつ容易に理解できるものを作成すること。

2. 1 作図

完成図書は、給水装置工事完成後、速やかに設計図書と現地との照合確認を行い、変更点がある場合は、設計図書各種の訂正を行い作成すること。